

潟上市障害者活躍推進計画

令和2年4月1日

【機 関 名】 潟上市

【任命権者】 潟上市長

【計画期間】 令和2年4月1日～令和5年3月31日（3年間）

【潟上市における障がい者雇用に関する課題】

潟上市では令和元年度の法定雇用率が未達成となったため、令和2年1月1日～令和2年12月31日を計画期間とする障害者採用計画を作成し、令和2年度の法定雇用率を充足するため、障害者雇用を計画的にすすめていく必要がある。

【目 標】 当該年6月1日時点の法定雇用率を上回る人数を採用する。

※令和2年度法定雇用率…2.5%

(評価方法) 毎年の任免状況調査により把握・進捗管理する。

※令和3年4月までに法定雇用率2.6%への引上げも予定されており、雇用率充足のための計画的な採用をすすめる。

【取組内容】

1. 障がい者の活躍を推進する体制整備

(1) 障害者雇用推進者として総務課長を選任する。

(2) 障害者職業生活相談員を選任し、相談窓口を設置する。

2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- (1) 相談窓口への相談のほか、人事評価面談等の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるにあたっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
- (2) 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。
 - ア. 特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。
 - イ. 自力で通勤できることといった条件を設定する。
 - ウ. 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
 - エ. 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
 - オ. 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

4. その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。